平成２６年（フ）第１３８号
沖縄県那覇市山下町28番29号　アパート奥武山206
債務者　禰覇　　亮
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１５７号
沖縄県浦添市沢岷２丁目８番１―301号　アップルハウス
債務者　与儀加奈枝（旧姓照屋）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１１号
石川県七尾市藤野町リ部61番地３　フォンティーヌ天神201号、従前の住所石川県七尾市本府中町ヘ部10番地10、従前々の住所石川県七尾市南ケ丘町48番地の39
債務者　藤井　幹子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第３０号
長野県岡谷市32番地　キャドック101
債務者　宮澤　高雄
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３８号
岐阜県可児市土田2546番地290
債務者　松田　廣幸
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２２号
兵庫県淡路市生穂1043番地５
債務者　上田鉄工所こと上田重廣こと　上田重広
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第２３号
兵庫県淡路市生穂1043番地５
債務者　上田　礼子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第７３号
山口県下関市入江町８番１号　入江ハイツ201号、前住所山口県下関市大字勝谷293番地１
債務者　メキラこと　岩田　幸作
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
山口県下関市豊浦町大字小串４番地１　市営石堂住宅Ｒ―Ｖ304号
債務者　金田　　朗
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
大分県別府市野口中町14番25号
債務者　須藤　泰彦
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４９号
富山市牛島新町３番29―302号　パレス日本海
債務者　田中　裕樹
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９号
富山市針原中町305番地　市営住宅16棟408号
債務者　船木　友也
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
青森県弘前市大字城東１丁目５番地８
債務者　吉川　俊一
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１５２号
愛知県東海市中ノ池２丁目９番地の35
債務者　片平　美加
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１９号
熊本市中央区渡鹿５丁目10番21号　サテライトハイツ渡鹿202
債務者　松田　伸一
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６８号
北海道苫小牧市明野新町４丁目２番17号　エバーグリーン明野207号
債務者　小野　弘人
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第７１号
青森県八戸市日計３丁目８番１号、前住所青森県八戸市石堂１丁目７番５号　城北タウンＦ号
債務者　中坂　勝雄
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係